

令和 5 年 12 月 26 日

埼玉医科大学国際医療センター
病院長 佐伯 俊昭 殿

埼玉医科大学国際医療センター
医療の質・医療安全監査委員会
委員長 長尾 能雅

令和 5 年度第 1 回医療の質・医療安全監査報告書

埼玉医科大学国際医療センター医療の質・医療安全監査委員会規則第 3 条に則り実施した監査結果につき報告します。

監査は、担当業務責任者等からの報告及び質疑応答により実施しました。

記

1. 医療法で定められている特定機能病院の監査項目に基づき、感染対策・医療安全に関して適切に管理されていることが理解できた。
2. 手指衛生の 5 つのタイミングのなかでどこに弱点があるのか、また優れている部署はどのように教育をしているのかを深掘りし横展開すると良い。
3. 医師および看護師以外の報告活動数を伸ばす取り組みを引き続き行っていただきたい。
4. 医療安全文化調査とチームステップス受講状況の乖離を埋めるために管理者層に対して取り組みを強化し、コミュニケーションを高める取り組みを模索いただきたい。
5. 研修医の報告活動に関してはプログラム責任者と連携しなから卒後教育の一環として共同しながら進めていただきたい。
6. QMC に関しては非常に先駆的な取り組みをされている。
7. 輸血後のモニタリング実施率低下の改善。
8. カンファレンスシートの診療科ごとのバラつきを無くす取り組みを強化していただきたい。

次回以降確認したいことは以下の通りである。

- (1) 手指衛生遵守率の経年推移
- (2) チューブライン問題増加の原因
- (3) 重大事項やアクシデント、インシデントの対策と QMC の測定項目の連動
- (4) 外来診察時の患者確認遵守率の推移および今後の取り組み
- (5) ガントチャート導入後の今後の介入方法

以上